
規制改革推進 3 か年計画（再改定）

－ 金融関係部分抜萃 －

政府・平 15. 3. 28

政府は、3月28日、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」を閣議決定した。

同計画は、近年、我が国が直面する経済のグローバル化、少子高齢化、情報通信技術革命（IT革命）、環境問題の深刻化等の構造的な環境変化に対応して、経済社会の構造改革を進めることにより、①経済活性化による持続的な経済成長の達成、②透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、③多様な選択肢の確保された国民生活の実現、④国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について計画的に規制改革の積極的かつ抜本的な推進を図ることを目的とされている。

このうち、金融関係については、①長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る、②証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法令の特別規定を設けることについて、国際的動向を踏まえて早急に検討し、結論を得る、③証券取引所の会員等である証券会社等に対して開示している取引所の板情報の詳細について、一般投資家に対して開示を拡充することを検討する、④インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連規定を見直す、⑤生・損保会社本体による相互参入の範囲について、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況を見つつ、検討する等とされている。

「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」の概要及び金融関係の分野別措置事項の抜萃は、それぞれ以下のとおりである。

※ 「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」は、首相官邸のウェブサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/index.html>) において閲覧することができる。